

# 平成28年度 重症心身障害児者 支援体制整備モデル事業の取組

三重県

# 三重県のこれまでの取組

## 小児等在宅医療連携拠点事業

(H25年度～H26年度)

- ・対象となる小児の把握
- ・体制（ネットワーク）づくり
- ・家族支援
- ・教育、福祉との連携

## 三重県障害者自立支援協議会

### 医療的ケア課題検討部会

(H27年度～)

- ・医療と福祉の連携について
- ・人材育成について
- ・在宅支援サービスの充実について

## 取り組むべき課題

### ○多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備

- ・医療、福祉、保健、教育、行政等のネットワークづくり

### ○支援者の人材育成、人材確保

- ・看護師や介護士、相談支援専門員のための継続的な研修
- ・医療的ケアの理解促進

### ○障害福祉サービス事業所等の受入体制整備

- ・医療との連携体制の確保
- ・送迎の実施

# 医療的ケアを必要とする障がい児・者の 支援拠点構築事業の概要①

事業実施者が提供する障害福祉サービス事業所等を医療的ケアが必要な障がい児・者の支援を行う地域の拠点として位置づけ、以下の事業を実施する。

## **(1) 地域の医療的ケアが必要な障がい児・者の支援体制の構築**

スーパーバイザーを配置し、

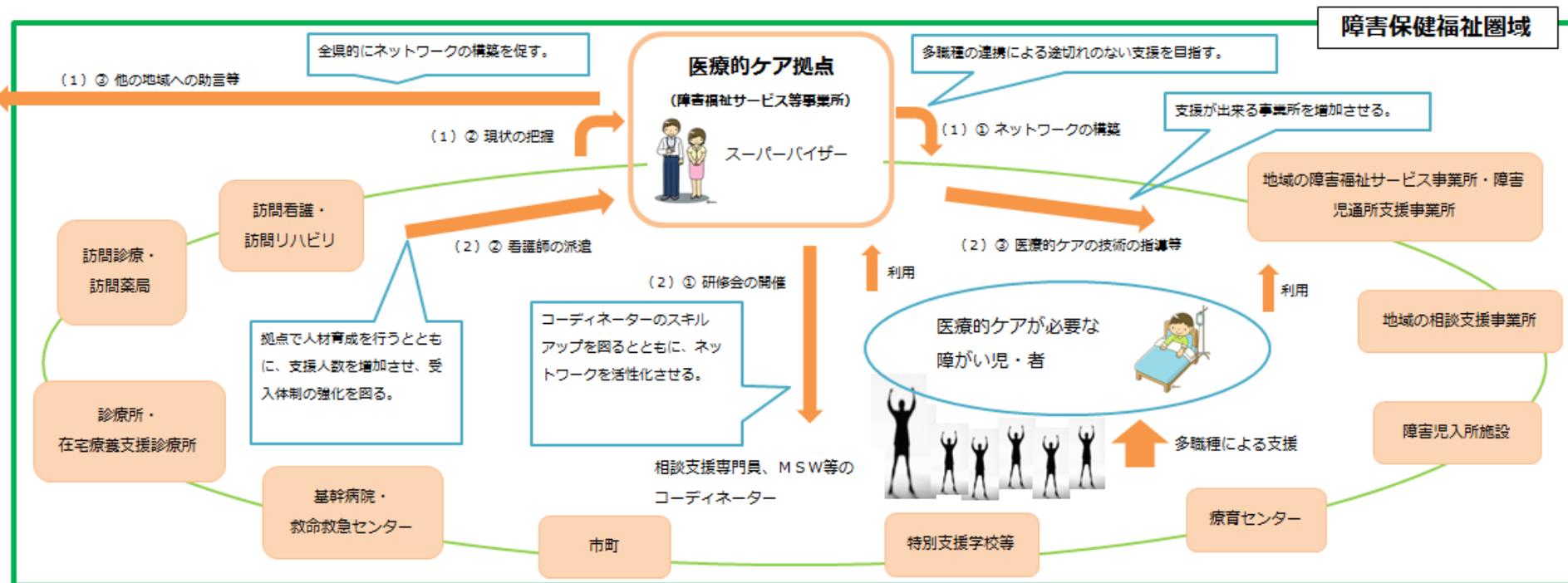
- ①支援対象地域を設定し、多職種の支援者が連携して医療的ケアが必要な障がい児・者の支援を行うことが出来る体制を整備する。
- ②医療的ケアが必要な障がい児・者の人数や、その支援を行う地域資源等について把握する。
- ③他の地域における医療的ケアが必要な障がい児・者の支援体制の構築や支援方法等について、必要に応じて助言・指導を行う。

## **(2) 地域の医療的ケアが必要な障がい児・者の受入体制の強化**

- ①相談支援専門員等を対象に、資質向上を目的とした研修会を実施する。

# 医療的ケアを必要とする障がい児・者の 支援拠点構築事業の概要②

- ②訪問看護事業所等と契約し、事業実施者が実施する障害福祉サービス事業所等に医療的ケアの技術を持った看護師の派遣を受け、
- ア 障害福祉サービス等に従事する看護師等の人材育成を行う。
  - イ 事業所が行う障害福祉サービス等における医療的ケアが必要な障がい児・者の利用の拡大を図り、受入体制を強化する。（送迎を積極的に実施）
- ③地域の障害福祉サービス事業所等の看護師や介護士への医療的ケアの技術等の指導等を行う。



# 事業の取組内容・実施状況①

## 1. 協議の場の設置

- 医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業委員会  
本事業を実施するにあたっての助言等を行う。
- 三重県障害者自立支援協議会医療的ケア課題検討部会  
全県下で医療的ケアに係る課題を解決するための方策に関する議論を行う。

### (1) 構成メンバー

当事者家族、MSW、医師、訪問看護師、保健師、障害福祉サービス事業所等運営法人、教員 合計9名

### (2) 開催状況

	日程 (予定)	議題 (予定)
第1回	9月13日	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の進捗、実施内容等について</li><li>・新事業の全県展開について</li><li>・支援者の人材育成、医療的ケアの支援の普及・理解促進について</li></ul>
第2回	12月中	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の中間報告</li><li>・新事業の全県展開について</li><li>・短期入所の充実について</li><li>・移動支援の充実について</li></ul>

# 事業の取組内容・実施状況②

## 2. ネットワークの構築

### ○スーパーバイザーの人材、役割

配置人数：1名（常勤）

医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援年数：18年

所有資格：認定社会福祉士（医療分野）、精神保健福祉士、サービス管理責任者

- ・相談支援専門員に同行して、利用者宅の訪問や、サービス調整会議に参加する。
- ・NICU等から退院する際に関わるMSWや、初めて医療的ケアを必要とする障がい児・者を支援する事業所と協力し、在宅生活を支援する。

### ○ネットワークの構築の手法

- ・県内3圏域（5市）を対象に多職種のネットワークを構築する。
- ・医療、福祉、教育、行政、当事者家族の参加により、建設的な意見交換を行う事例検討会を開催する。
- ・地域自立支援協議会、障害者相談支援センターにも了承を得ている。



顔の見える会議で意見交換を繰り返すことで、支援者の連携を密にしていく

# 事業の取組内容・実施状況③

## 3. 地域資源等の調査

- ・ 医療的ケアが必要な障がい児が利用できる障害児通所支援事業所については、小児等在宅医療連携拠点事業で調査がなされている。  
→今回の事業では、医療的ケアが必要な障がい者が利用する施設について調査を行う。

調査方法	各施設へアンケート用紙の送付
調査項目	・ 受入を行っている医療的ケアが必要な障がい者の人数 ・ 送迎の実施の有無 等

- ・ 医療的ケアが必要な障がい児・者が地域生活を送る中で問題にぶつかった際などに、インフォーマルサービスの利用等も含めて、どのように解決してきたかについて調査を行う。

調査方法	相談支援専門員からの聞き取り等
調査項目	・ 医療的ケアが必要な障がい児・者が実際にぶつかった問題 ・ 上記の問題をどのように解決したか



多職種のネットワーク構築や、不足している地域資源の把握に繋げる

# 事業の取組内容・実施状況④

## 4. コーディネーターの育成

- ・ 医療的ケアや、医療的ケアを必要とする障がい児・者に関わる福祉制度、多職種連携等の重要性についての知識を習得する。
- ・ 様々な職種との専門的な意見交換を行うことで、医療的ケアが必要な障がい児・者のサービス等利用計画作成時の手法について学ぶ。
- ・ 医療的ケアが必要な障がい児・者の支援を行う事業所や施設の実際の支援がどのようなものかを把握する。

講義内容	講師等
コーディネーターのあり方	医療ソーシャルワーカー
医療的支援	小児科医、看護師（重心病棟）
福祉制度	自立支援協議会の推薦
途切れのない支援	看護師（退院調整）
在宅支援施設の見学	N I C U、訪問看護事業所など
演習・事例検討	相談支援専門員等



相談支援専門員の質の向上とともに、ネットワークへの参加を図る

# 課題

## 1. 医療的ケアが必要な障がい児・者の人数把握

- ・ 医療的ケアの定義が明確ではなく、把握の方法も確立されていない。
- ・ 支援のニーズや、不足している地域資源の量などが把握しづらい。

## 2. スーパーバイザーとなる人材の配置

- ・ 医療、福祉の両方の知識を持ち、相談支援専門員を支援できる人材が必要。

## 3. 支援を行う障害福祉サービス事業所の確保

- ・ 医療的ケアが必要な障がい児・者にサービスを行ったことを評価する仕組み等が必要。
- ・ 重症心身障がい児・者には該当しない医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援制度が必要。

別紙2

重症心身障害児者支援体制整備モデル事業実施計画書

自治体名	三重県
(団体等に事業の全部又は一部を委託する場合)	
委託する範囲	全部 ・ 一部 (一部) 部分)
団体等名	入札 (提案企画コンペ) により決定します。
国庫補助所要額	1, 592千円 (「別紙3 所要額内訳書」の額と一致)
事業実施予定期間	委託契約の日 から, 平成29年3月31日
協議の場の構成メンバー及び活動方針	(構成メンバー) 当事者家族、MSW、医師、訪問看護師、保健師、障害福祉サービス事業所等運営法人、教員 (活動方針) 事業実施中に2回程度協議の場を開催し、県及び委託先に事業実施に関する助言等を行います。
スーパーバイザーの人数、職歴、資格等	入札 (提案企画コンペ) により決定します。 (社会福祉士・看護師・保健師等の資格を有し、医療的ケアが必要な障がい児・者への支援に3年以上携わった、医療的ケアが必要な障がい児・者の支援に関する知識と経験を持ち、地域の実情や特性を理解している者とします。)
自治体における過去の取組実績 (重症心身障害児者の支援体制整備など)	医療分野においては、平成25年度及び平成26年度に、小児等在宅医療連携拠点事業を実施し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制の構築に県内2市をモデル地域に選定して取り組みました。平成27年度以降は、上記に取り組む市町を支援しています。 福祉分野においては、平成26年度に策定したみえ障害者共生社会づくりプランにおいて、医療的ケアが必要な障がい児者の支援の基本的方向について明記し、取組を進めていくこととしました。また、平成27年度には、三重県障害者自立支援協議会に医療的ケア課題検討部会を設置し、課題の整理やその解決のための具体的方策について検討しました。今年度においても、本事業の水平展開等をテーマとして、引き続き医療的ケアが必要な障がい児・者の支援について検討を進めます。
都道府県市内の重症心身障害児者地域支援における課題	在宅支援サービスの充実 支援者・コーディネーターの人材育成 相談支援体制の強化
事業内容及び手法	
ア 地域の重症心身障害	実施地域 管内全地域 ・ 管内一部地域 (管内一部地域) (選定した地域：入札 (提案企画コンペ) により決定します。)

<p>児者支援体制構築等に対する間接的支援の内容及び手法</p>	<p>支援内容及び手法</p>	<p>(連携が構築されていない地域への支援)</p> <p>医療的ケアが必要な障がい児・者の支援に携わる医療・福祉・教育・行政等の多職種の支援者のネットワークを構築し、サービス等利用計画や個別支援計画の作成、退院前カンファレンス等の機会に、多職種の支援者が連携して医療的ケアが必要な障がい児・者の支援を行うことが出来る体制を整備し、医療的ケアが必要な障がい児・者の支援を行う地域資源等を把握することで、ネットワークを運用していくための資料とします。</p> <p>また、選定した地域以外の地域における医療的ケアが必要な障がい児・者の支援体制の構築や支援方法等について、必要に応じて助言・指導を行うこととし、ネットワークの全県展開を推進します。</p> <p>(一定の連携が構築されている地域への支援)</p> <p>一定の連携が構築されていても、連携が構築されている支援の対象が障がい児のみであるなど限定されているため、連携が構築されていない地域への支援と同様の支援を行います。</p>
<p>イ 重症心身障害児者に関わるコーディネーター育成の内容及び手法</p>		<p>相談支援専門員等の医療的ケアが必要な障がい児・者の地域生活を総合的に支援するコーディネーターを対象とした研修会を開催します。内容については、基礎知識等の講義だけでなく、地域の医療的ケアが必要な障がい児・者の支援体制の構築に資するものとし、実施にあたっては、地域の(自立支援)協議会を活用することで相談支援専門員等の受講促進を図ります。</p>
<p>ウ その他、重症心身障害児者の地域支援体制の整備を広域的に推進するための効果的な取組の内容及び手法</p>		<p>三重県障害者自立支援協議会医療的ケア課題検討部会において、本事業の取組結果等を分析し、全県下で医療的ケアが必要な障がい児・者の支援体制を整備するための検討を行います。</p>

## 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業所要額内訳書

## 1 要国庫補助額

対象経費の 支出予定額 (A)	寄付金その 他の収入等 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	基準額 (D)	国庫補助 基本額 (E)=(C)又は(D)の いずれか低い額	国庫補助所要額 (F)=(E)×1/2
3,185千円	0円	3,185千円	5,900千円	3,185千円	1,592千円

## 2 対象経費の支出予定額の内訳

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
	円	支出目的、単価、人数等が分かるように記載すること。
報 酬		
賃 金		
共済費		
諸謝金	237,600円	9,900円×8人×3回(事業委員会)
旅 費	183,600円	3,100円×8人×3回(事業委員会) 27,300円×2人×2回(厚労省報告)
需用費		
消耗品費		
印刷製本費	168,000円	280円×600部
役務費		
通信運搬費		
委託料	2,595,719円	2,595,719円×1箇所
会議費		
使用料及び賃借料		
合 計	3,184,919円	

(注) 人件費、諸謝金、旅費を対象とする場合は当該経費の支給基準(都道府県市の内規)を添付すること。

### 3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入等予定額	積算内訳
寄付金	円	
参加費		
その他		
合計	0円	

### 4 自治体の予算の措置状況

措置済み ・ 補正予算（ 月）措置予定

